

第13回議会改革検討会議要旨

平成29年5月1日（月）
午前10時15分 委員会室
（委員長会終了後）

（開議10：15）

1 あいさつ

委員長

2 議 題

（1）基本条例検討①（前文～第3章）について

基本条例検討に入る前に、予定を変更し、次の2テーマについて、委員を2班に分けワークショップ方式により実施。

改正条例に盛り込む理念及び具体的な取り組みについて、グループ内で意見を出し合い、取りまとめ後、各班で発表。

ア．テーマ①「議会改革が求められた背景は」

《1班》

- ・市民との関係（市民協働の推進、議会・議員への関心等の高まり、市民ニーズの変化など）
- ・二元代表（二元代表の一翼としての役割、市民代表の役割、政策提言・評価など）
- ・議員のあり方（資質の向上、議員活動が市民に見えない、情報提供の必要性、地域代表から市民代表としての議員の役割及び議員・市民の意識の明確化など）
- ・議会のあり方（政務活動費利用に関する倫理観不足、まちづくり・市民自治の進展、議員間の討論の活発化、議会の活性化、市長と政策論争できる議会、地方議会の危機感、時代の変化、全国の流れなど）
- ・地方分権（地方分権に進展（自治体の主体的な決定と責任の拡大、議会の力を最大限に発揮）、地方分権により議員の役割の増など）

《2班》

- ・議会に対する市民の声より
情報公開（開かれた議会、議会の動きがわかりづらい、実効性のある動きなど）
議会役割の明確化（限られた財源の配分と活用、地域の独自性の必要性、夕張市の財政破たん、行政の追認から政策立案機能の必要性、議会の議決責任、合議制機関としての機能、議員間の自由討議、議会機能の強化など）
議員の資質向上と役割の明確化（市民意識の変化、議会に与党・野党は必要ないとの声、議会不要論、議会・議員の信頼性の低下、地域代表から市民代表としての自覚など）
- ・国の制度（地方分権一括法で議会役割の増大、二元代表制における議会役割の明確化・見える化、市町村合併による広域化、定数削減による役割の多様化・重責化、議員個人から議会全体の仕事など）⇒ 地方分権一括法の影響、二元代表性の捉え方の大変革（追認機関ではない、議会の役割大）
- ・基本条例（全国的な議会改革の気運、他議会でも基本条例が整備され、比較が容易になったなど）

イ．テーマ②「議会基本条例で議会改革をどのように進めるのか」

《1班》

- ・理念（基本条例の理念・目的・内容を次期議会・議員に繋ぐ必要性と方法、議決結果の尊重、条例等の基本遵守など）
- ・議員活動のしくみ（社会的常識を有した倫理的行動、委員会によらない有志組織の活性化、会派・議員連盟の結成、個々の議員活動の保障、議員研修の基準・義務化など）

- ・委員会活動のしくみ（広報広聴の常任委員会化、市民参加（委員会が意見交換に出向く）、委員会活動の活性化、定期的な勉強会の実施など）
- ・議会活動のしくみ（広報ツールの見直し、市民意見を具現化する手順・手法、積極的な行動と現場主義の必要性、議員活動・議員活動の評価方法、各種団体との意見交換、議会BCPの策定、しくみ作りのための条例・規則等の共有、議員活動の原則を努力義務から執行義務に変える、議会運営の原則を盛り込む、議会PDCAサイクルの構築、市議会アドバオザーの設置、議員間の自由討議の場拡大、議員の発言が真に保障される仕組みづくり、議長選挙時の質問、議長・副議長・委員長の立候補時の明文化など）
- ・その他（議会事務局の充実（人員増）及び負担の軽減など）

《2班》

- ・議会活動の強化（ICT化、議員へのノートパソコンとタブレット配布、BCP策定、通年議会制、執行部の反問権を反論権に、議長、副議長、委員長の活動と役割の明確化、議員の資質向上のための研修など）
- ・委員会活動の強化（委員会活動の明確化と政策反映、予算決算審議のあり方改善、政策討論会の検討、所管課からの定期的な情報提供、各種団体との懇談会、議会出前講座の開催、毎定例会後の議会報告会開催など）
- ・任期スタート時の議会改革理念の共有と継続性（当選議員への基本条例の周知及び勉強会の開催など）
- ・検証・議会改革の継続性（PDCAサイクル確立、実効性担保のしくみと検証方法、目標の設定及びKPIの設定、条例の検証、議会白書の作成など）
- ・開かれた議会（議会サポーター、アドバイザー制度、愛知大学地域政策学部との政策連携協定及びインターシップの受け入れ、オープンスクール参加、議会モニターの設置、市民参加の保障、夜間・土日議会の開催など）
- ・見える化（正副議長選挙の公開のあり方、会議における映像撮影と公開、本議会以外の全ての会議のテレビ中継（公開）など）
- ・議会と事務局の待遇改善（事務局職員の増員、議員報酬のアップ、議会予算の確保、政務活動費の増額、議員の常勤化など）⇒ このためには、議会の活動評価の向上が必要不可欠

今後の基本条例検討の進め方は、正副委員長と事務局で改正（素案）を作成し、それをも基に検討を行う。

(2) その他

ア. 会議要旨の確認 第12回の確認依頼。修正箇所があれば事務局に報告

次回開催 5月8日（月）午後1時30分～

(閉会12:30)